



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年5月28日（木）

問い合わせ先：南部児童相談所

所長 北里 大介

担当：米山、白井

電話：711-2489

児童相談所が埼玉県「児童虐待情報共有システム」に参加します

児童相談所と警察は、児童虐待の未然防止並びに早期対応による児童の安全確保に向け、緊密な連携を図り、相互に情報を共有する必要があります。

現状として、さいたま市北部児童相談所及び南部児童相談所は、児童虐待通告情報を、埼玉県警察と月一回更新の全件共有をしています。

この度、埼玉県「児童虐待情報共有システム」に参加することにより、リアルタイムの全件共有を行い、連携を強化いたします。

1 本運用開始日

令和2年6月1日（月）

2 情報共有の対象

さいたま市北部児童相談所及び南部児童相談所が受理した児童虐待通告情報全件（調査の結果、児童虐待でなかったものを除きます。）

3 情報共有の方法

さいたま市北部児童相談所及び南部児童相談所が受理した児童虐待通告に係る児童の基本情報（児童の氏名、住所、虐待種別、過去の通告状況、児童相談所での保護歴等）を、埼玉県「児童虐待情報共有システム」を通じ、埼玉県警察各警察署が業務上必要な場合に常時閲覧できるようにする。

4 その他

埼玉県「児童虐待情報共有システム」とは、県内児童相談所と県内警察署を結ぶネットワークシステムであり、児童虐待通告情報がリアルタイムで更新され、各警察署の業務上必要な場合の常時閲覧を可能とするものである。

事件の可能性のある事案、児童の安全確認において埼玉県警察の協力や援助を要する事案の情報等については、引続き、平成29年6月15日付け「児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定」により個別に情報共有する。